



身体拘束等適正化のための指針

なかだ訪問看護ステーション

1 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体拘束等による身体的・精神的弊害を理解して、身体拘束等をしないサービスの提供を目指す。やむを得ない身体拘束等を行う場合の要件や組織体制等を整備し、身体拘束等の適正化を目的に本指針を定める。

2 身体拘束等の適正化に向けた組織体制

(1) 身体拘束等適正化委員会の設置

身体拘束等の適正化を図る観点から「身体拘束等適正化委員会（以下、「委員会」という。）」を設置する。なお委員会の責任者および委員は「虐待防止検討委員会」を兼任し、委員会も「虐待防止検討委員会」一体的に開催できるものとする。

また、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その対応方法と手順を定めて行うものとする。

(2) 委員会では次のような内容について協議するものとする。

- ア．身体拘束等の適正化のための職員研修に関すること
- イ．身体拘束等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
- ウ．身体拘束等の予防、早期発見に向けた取組に関すること。
- エ．身体拘束等が発生した場合、原因分析と再発防止策に関すること。
- オ．再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

3 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

職員に対する身体拘束等の適正化のための研修は、身体拘束等に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、身体拘束等の適正化を徹底する内容とする。

- (1) 当研修は年1回以上実施する。また、新規採用時には必ず研修を実施する。
- (2) 当研修の実施内容については、研修資料、出席者を記録し、電磁的記録等により保存する。

4 訪問先で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

身体拘束等の事案については、その全ての案件を身体拘束等適正化委員会に報告するものとする。この際、委員長が、定期開催の同委員会を待たずして報告を要すると判断した場合は、臨時的に同委員会に召集するものとする。

5 訪問看護で発生した身体拘束等の報告方法

- (1) 身体拘束を行う場合には、次章の手続きに基づき利用者及び利用者家族に速やかに説明し、報告を行うこと。
- (2) 他の職員等による適切な手続きに依らない身体拘束等を確認等した場合、具体的な状況、時刻等を確認したうえで上席者に報告を行うこと。

6 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合

利用者又は利用者家族の生命、身体を保護するため。緊急やむを得ない場合は、身体拘束等適正化委員会において検討を行い、身体拘束を行うことよりも、身体拘束をしないことによる危険性が高い例外的な場合において、下記3要件（切迫性・非代替性・一時性）の全てを満たした場合においてのみ、あらかじめ本人・家族への説明及び同意を得たうえで身体拘束を行う。

また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、必要最低限の身体拘束となるよう努める。

切迫性

利用者本人又は他の利用者、利用者家族等の生命・身体・権利が危険にさらされる可能性が著しく高い状態にあること。

非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替するサービスの手法が無いこと

一時性

身体拘束による行動制限が一時的なものであること

身体拘束に該当する具体的な行為

（虐待防止の手引き 厚生労働省作成より抜粋）

- （1）車椅子やベッド等に縛り付ける
- （2）手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋をつける
- （3）行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- （4）支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する
- （5）行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- （6）自分の意思で開けることのない居室等に隔離する

7 利用者等に対する指針の閲覧

本指針は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。また、ホームページにも公開し、利用者及び家族等がいつでも自由に閲覧できるようにする。

8 その他

本指針の変更及び廃止は、委員会において決定する。

附 則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。